

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
B&G指導員研修会 および養龍研修会	カヌー、ヨットの操船等	6月29日	堺市泉原B&G 海洋センター遊庫	大阪府海洋センター 連絡協議会	38名

摘要	予算	支出
運送予算(参加費金)	35,000	
保険代		5,100
食糧代		18,000
燃料費(カヌー運搬)		3,320
	35,000	26,420

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
近畿フロッグ地域海洋センター 連絡協議会スポート交流会 『マリンスポーツの集い』	カヌー、ヨット体験、ボート体験等	8月2日～3日	滋賀県高島市B&G 海洋センター	近畿・大阪府海洋 センター連絡協議会	【全96名・府連絡28 名】付5名

摘要	予算	支出
運送予算(参加費金)	390,000	
大会参加費(20名×4,000円)		112,000
引率者参加費(5名×2,000円)		10,000
引率者日当(1,800円×2日×5日)		18,000
バス代		122,000
	390,000	262,000

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
マリンスポーツ体験会 inひわの湖	カヌー、釣り体験、 ウォーターポール体験等	8月17日	滋賀県大津市 オーヴィル	大阪府海洋センター 連絡協議会	【府連絡30名】 付10名

摘要	予算	支出
運送予算(参加費金)	387,000	
国内旅行保険代		7,000
職員日当		9,000
体験会委託料		218,300
食糧費		3,672
バス代		98,300
合計	387,000	302,272

【教育委員会事業】

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
夏休み子ども水泳教室	清見野里・児童野里	7月26日～27日	千早赤阪村E&G 海浜センター プール	笠置鎮	【全83名】 幼児38名 児童45名

摘要	予算	支出
お子草	40,000	
講師料		210,000
参加費	104,000	
	210,000	210,000

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
南大阪駅伝大会	駅伝	2月3日	PL勢団本庁舎	南河内地区 総合委員会	218チーム

摘要	支出
集経金	15,000

【スポーツ推進員連絡協議会事業】

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
みたらい渓谷ハイキング	奈良県天川村への ハイキング事業	11月4日	奈良県天川村	千早赤阪村スポーツ 推進委員協議会	参加者30名 (村スポーツ推進8名)

摘要	収入	支出
参加費	92,000	
バス代(大型)		130,500
駐車場代		1,500
保険代		1,000
	92,000	133,000

※不足額51,000円については、スポーツ推進員連絡協議会より支出

事業名	実施内容	実施日	実施場所	主催団体	参加者
市民ゴルフ大会	ゴルフ	4月8日	グロリアールゴルフクラブ	神戸ゴルフ連盟	61名
春季ソフトボール大会	ソフトボール	4月8日 15日	市民運動場	体育協会	200名
春季ソフトボール大会	ソフトボール	4月15日	千早赤阪村B&G 海浜センター	神戸レジャー連盟	50名
春季軟式野球大会	軟式野球	4月29日 5月13日	市民運動場	体育協会	200名
春季テニス大会	テニス	5月6日	南立テニスコート	体育協会	23名
大阪府総合体育大会 （南河内地区大会 （ソフトボール＝男子）	ソフトボール	6月10日 6月17日	市民運動場	大阪府体育連合会等 大阪府教育委員会等	250名
秋季ソフトボール大会	ソフトボール	9月9日	千早赤阪村B&G 海浜センター	体育協会	40名
秋季ソフトボール大会	ソフトボール	9月9日 9月16日	本寺町立グラウンド	神戸ソフトボール連盟	200名
B&G会長杯空手道大会	空手	9月17日	千早赤阪村B&G 海浜センター	神戸空手道クラブ	500名
テニス大会	テニス	10月22日	南立テニスコート	神戸テニス連盟	20名
秋季軟式野球大会	軟式野球	9月23日 10月7日	市民運動場	神戸軟式野球連盟	200名
少年ソフトボールくすのき杯	ソフトボール	11月27日	市民運動場	神戸少年ソフトボールクラブ	400名
少年サッカーくすのき杯	サッカー	2月19日 26日	市民運動場	少年サッカークラブ	700名

大阪府海洋センター連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、大阪府海洋センター連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B & G財団」という。）により大阪府に建設された地域海洋センターが、それぞれの地域において、青少年の体づくり・住民の豊かな人間形成と健康増進を図るとともに、海事に関する理解を深めることを目的に、情報交換等をおこない、円滑な施設管理運営及び相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、海洋センターの所長、またはこれに相当する者（以下「センター所長」という。）をもって組織し、その内部組織として、海洋センターを管理運営する団体から選出された職員を母体とした協議機関を設ける。

(事業)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- ①海洋センターの管理運営に関する情報交換に関すること。
- ②センター所長及び海洋センター業務に従事する職員並びにB & G指導員の資質向上のための研修会に関すること。
- ③近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会が実施する会議・事業等への参画・協力に関すること。
- ④各種スポーツ大会・スポーツ講習会に関すること。
- ⑤海洋センター利用者(住民)の交流事業に関すること。
- ⑥B & G財団が実施する会議・事業等への参加に関すること。
- ⑦その他必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。
会長1名 副会長1名 監事1名

(事務局)

第6条 本協議会の業務を処理するため、各海洋センターに1名以上の担当者を選任し、その主たる事務局を各海洋センターの持ち回りとして、別表により定める。
2 主たる事務局の任期は2年とする。

(役員の選出方法及び職務)

第7条 役員の選出と職務は次のとおりとする。
①会長は、主たる事務局担当市町村のセンター所長が務める。会長は本協議会の会務を総括する。
②副会長は、次期会長市町村のセンター所長が務める。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
③監事は、前記以外の市町村のセンター所長が務める。監事は必要に応じて会計を監査する。
④主たる事務局に局長を置き、庶務及び会計に関する事項を担当する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び事務局会議とする。
2 会議は必要に応じて会長が招集する。
3 総会は役員及び本協議会の金加盟海洋センター担当者をもって構成する。
4 総会に付議する事項は次のとおりとする。
(1)規約の改廃に関すること。
(2)事業報告・収支決算・事業計画・収支予算に関すること。
(3)加盟・脱会・解散に関すること。
(4)その他必要な事項に関すること。
5 総会の議長は、案件対象年度の会長が務める。
6 事務局会議は金加盟海洋センターの担当者をもって構成する。
7 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、同一会議により再度招集した場合は、この限りではない。
8 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会計)

第9条 本協議会の経費は、負担金・補助金・その他の収入をもって充てる。
2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌3月31日をもって終了する。

(補則)

第10条 会議の決定事項に基づき、会長の承認を得て事務局長が必要に応じて各海洋センター所属のB & G指導員(事業実施場所が大阪府外にあっては、実施場所にある海洋センター所属のB & G指導員)に対し、事業実施のために協力を要請し、召集をおこなう。
第11条 この規約に定めることのほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、事務局会議で決議し、会長がこれを定める。
第12条 この規約は、総会での承認にかかわらず、構成員の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

附則

1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。
附則
1 この規約は、平成5年4月1日から施行する。
附則
1 この規約は、平成17年2月1日から施行する。
附則
1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(別表)

	平成31-32年度	平成32-33年度	平成33-34年度	平成34-35年度	平成35-36年度	平成36-37年度
堺市美原	事務局			事務局		
千早赤阪村		事務局			事務局	
能勢町			事務局			事務局

○千早赤阪村スポーツ推進委員に関する規則

昭和45年3月23日教育委員会規則第1号

改正

平成23年9月23日教委規則第6号

千早赤阪村スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則はスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づきスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は住民のスポーツ推進に関しその分担する地域又は事項について次の事項について次の職務を行なう。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校・民館の教育機関その他行政機関を行なうスポーツ行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を促すこと。
- (6) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のための指導助言を行なうこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は8人とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、満期スポーツ推進委員の任期は前任者の先任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は再任されることとなる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員はその職務を行行するに當って、法令・条例並に教育委員会の定める規則及び

規定に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員はその職の信用を傷つけ又はその職全体の名誉害とならうな行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は常にその職務を行なう上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月23日教委規則第6号）

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。